

## 健康診断のご案内



平素、当商工会議所の事業運営につきましては格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
さて、あなたの身体は大丈夫ですか？ 従業員の健康管理は十分ですか？  
従業員を常時雇用している事業主は年1回定期的に健康診断を実施しなければいけません。  
本年度も福利厚生事業の一環として、法の趣旨に沿った健康診断を下記の通り実施いたしますので、  
受診希望の方は別紙の申込書に料金を添えて申し込み締切日までに当会議所窓口へお申し込み下さい。

### 記

#### 1、健診日程および会場

- ① 2022年 10月13日 (木)
- ② 2022年 10月17日 (月)
- ③ 2022年 10月18日 (火)

何れかの日を選択してください。  
※申込人数によっては、ご希望の日に  
添えない場合がございます。

受付時間	◎生活習慣病予防健診	8:30~12:30
	◎定期健康診断	14:00~16:00

※後日郵送の問診票にて、時間の割り振りをお知らせ致します。

実施会場 名張産業振興センター（名張商工会議所）1階アスパイアⅠ、Ⅱ及び検診車

#### 2、健診料金

- ① 生活習慣病予防健診（協会けんぽ補助なしの場合）  
【当所会員】16,000円（税込） 【非会員】19,000円（税込）
- ② 生活習慣病予防健診（協会けんぽ補助使用の場合）  
【当所会員】11,000円（税込） 【非会員】14,000円（税込）
- ③ 定期健康診断 【当所会員】 9,000円（税込） 【非会員】12,000円（税込）

※ 35歳以上の協会けんぽ加入者につきましては、協会けんぽの補助を利用して②生活習慣病予防健診の受診が可能です。補助を希望される方は、申込書の**太枠部分**のご記入もお願い致します。

#### 3、申込み方法

申込書にご記入の上、健診料を添えてお早めに商工会議所事務局までお申し込みください。

【申込みおよび問い合わせ先】 **名張商工会議所**（担当：松永）  
TEL (0595) - 63 - 0080  
FAX (0595) - 64 - 3211

実施機関 一般財団法人 滋賀保健研究センター 伊賀営業所

**申込み締め切り日 2022年9月9日（金）**

① 【生活習慣病予防健診】

検査項目	料金（税込）
*問診、身長、体重、視力、血圧、腹囲、各測定 *胸部X線撮影（デジタル）、内科診察 *尿検査(蛋白、糖、潜血) *心電図検査、聴力検査(オーディオメータ1000Hz,4000Hz) *血液検査 (貧血検査 WBC、RBC、Hb、Ht、 止血系検査 血小板数、 血清脂質検査 TG、T-c h、LDL-c h、HDL-c h、 肝機能検査 GOT、GPT、γ-GTP、 ALP、A/G、TP、アルブミン、 腎機能検査 尿酸、BUN、Cre、 膵臓機能検査 血清アミラーゼ、 糖尿病検査 血糖、HbA1c) *眼底検査（両眼） *胃部X線撮影（デジタル8方向） *動脈硬化検査 *便潜血反応2日法（大腸がん検査）	≪会員価格 ￥16,000円≫  ≪非会員価格 ￥19,000円≫  協会けんぽ補助使用 ≪会員価格 ￥11,000円≫ ≪非会員価格 ￥14,000円≫

② 【定期健康診断】

検査項目	料金（税込）
*問診、身長、体重、視力、血圧、腹囲、各測定 *胸部X線撮影（デジタル）、内科診察 *尿検査(蛋白、糖、潜血) *心電図検査、聴力検査(オーディオメータ1000Hz,4000Hz) *血液検査 (貧血検査 WBC、RBC、Hb、Ht、 止血系検査 血小板数、 血清脂質検査 TG、T-c h、LDL-c h、HDL-c h、 肝機能検査 GOT、GPT、γ-GTP、 ALP、A/G、TP、アルブミン、 腎機能検査 尿酸、BUN、Cre、 膵臓機能検査 血清アミラーゼ、 糖尿病検査 血糖)	≪会員価格 ￥9,000円≫  ≪非会員価格 ￥12,000円≫

厚生労働省の通達により、健診前3.5時間以内の食事はとらないようお願いいたします。詳細につきましては、問診票送付時にお知らせいたします。

《 受診者様へのお願い 》

- ・後日郵送の問診票にて健診時間をお知らせ致します。他の方との密を避ける為、なるべく指定の時間にお越し下さい。（問診票は10月初旬、実施機関より発送いたします）
- ・健診日は事前に検温をし、体調のすぐれない場合につきましては健診を控え、当所までご連絡頂きますようお願い致します。（名張商工会議所 0595-63-0080）
- ・健診会場での咳エチケット、マスクの着用のご協力をお願いします。
- ・検査をお待ちいただく場合は、受診者様同士の距離を保つようお願いいたします。

《 健康診断が中止となる場合について 》

- ・台風等による災害により、受診者や実施機関の安全確保が出来ない場合。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染状況が拡大し、実施が困難な場合。